

報道資料

平成27年10月29日

産業・雇用振興部 地域産業課 金融支援係

担当：米田(こめだ)、平林

電話：0742-27-8807 (ダイヤル)、内線 3558

創業支援資金（認定枠）第3回認定について

【10月29日付 2件】

県中小企業融資制度の「創業支援資金（認定枠）」について、平成27年度第3回分として、10月29日付で計2件を認定しましたのでお知らせします。

1. 認定案件一覧

今回の認定案件は、以下のとおりです。

申請者名称	住所	事業計画概要
hair_TISM	橿原市	オーガニックコスメを取り扱う、妊婦のための美容院開業
さくらい悟良整形外科クリニック	奈良市	総合病院と連携し、診察から手術、リハビリテーションまでの一貫体制を有する整形外科クリニックの開業

2. 創業支援資金（認定枠）について

県内での創業予定者のうち、優れた事業計画を有するとして申請のあった者の中から県が認定した者について、無利子・無保証料（※）で県制度融資を利用することが可能となる制度です。

（※）・・・利子・保証料を全額県が負担します

〈参考〉平成27年度は、今回認定の2件を含めてこれまで計4件の認定を行っております。

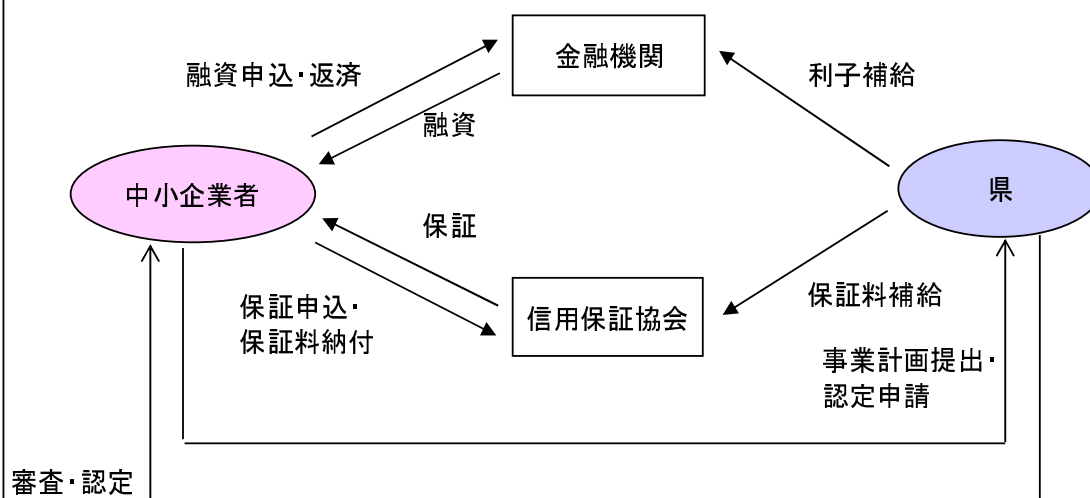
対象者	県内で創業する者であって、事業計画の知事認定を受けたもの。
融資限度額	1,500万円（ただし、 <u>自己資金と同額まで</u> ）
資金使途	運転、設備、運転・設備
保証期間	7年以内（据置1年以内）
貸付利率	0%（全額奈良県が負担します）
保証料率	0%（全額奈良県が負担します）
担保	不要
連帯保証人	原則、代表者を除き不要

3. 審査内容

県制度融資取扱金融機関によるブラッシュアップや、中小企業診断士によるブラッシュアップ並びに評価を経た事業計画について、「新規性・独創性」「市場性」「収益性」「実現可能性」「継続性」及び「地域への貢献性」の審査を行う。

参考：制度融資のしくみ

県制度融資は、融資条件（利率・限度額など）を県が定め、信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う制度です。県が保証料と利子の一部を負担し、保証協会と金融機関の協力を得ることにより、低保証料・低利となっています。



創業支援資金（認定枠）については、優れた事業計画を有するとして申請に基づき県が認定した創業予定者について、県が利子・保証料を全額負担（補給）することにより、無利子・無保証料で融資を受けることが可能です。